

陳情第31号	平成24年8月24日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める件
陳情要旨	
<p>地方自治法第99条の規定により、八千代市議会は国会、政府に対して、緊急事態に迅速かつ的確に対処できる体制を確立し、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」について議論を深め、早急に制定を目指すことを求める「意見書」を国に提出してください。</p> <p>・陳情の理由</p> <p>昨年になる東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故における我が国の対応について、「想定外」という言葉で代表され、国家的な緊急事態における法律の不備を露呈する形となっている。多くの国では、緊急事態立法のもと「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに迅速に対応する体制を整えています。</p> <p>我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態に対処しようとする、被災地での救援活動する自衛隊、警察、消防などの初動態勢に手間取り、さまざまな支障を来し、その結果被害の拡大を招きかねない。また我が国の憲法には外部からの武力攻撃、大規模自然災害等に対応するための「緊急事態条項」が明記されていません。</p> <p>現行法において最も強力な災害対策基本法でも、「災害緊急事態を布告することができる」とあるものの「最終的には自治体に権限がある」という内容です。</p> <p>今回、政府が提案した災害対策基本法改正案では、緊急措置条項の改正など根本的な問題を先送りしたことなど、十分な改正とは言えません。</p> <p>そして、その不備を補足すべく、平成16年5月には、自由民主党、民主党、公明党の3党が「緊急事態基本法」の制定について合意している本法は、いまだ成立に至っていません。</p> <p>近年の中国漁船・尖閣諸島沖衝突事件や北朝鮮の核・ミサイル脅威などの事態が発生しており総合的な危機管理体制の構築が切望されます。よって、ここに議論を深め、制定を目指すよう陳情いたします。</p>	